

ふみ みやこ

「文の京」ハートフルプラン

# 文京区地域福祉保健計画

(平成 27 年度～平成 29 年度)

## 中間のまとめ

平成 26 年 11 月

文 京 区

# 目次

## 第Ⅰ部 総論

<b>第1章 策定の考え方</b> . . . . .	<b>1</b>
1 計画の目的-----	1
2 計画の性格-----	1
3 計画の構成-----	2
4 計画の期間-----	3
5 計画の推進に向けて-----	4
<b>第2章 計画の基本理念・基本目標</b> . . . . .	<b>5</b>
1 基本理念-----	5
2 基本目標-----	6
<b>第3章 文京区の人口・世帯の状況</b> . . . . .	<b>7</b>
1 人口の推移-----	7
2 将来の人口推計-----	7
3 世帯の推移-----	9

## 第Ⅱ部 分野別計画

<b>第1章 地域福祉保健の推進計画</b> . . . . .	<b>10</b>
1 計画の目的-----	10
2 地域福祉保健の現状-----	10
3 主要項目及びその方向性-----	21
4 計画の体系-----	23
5 計画事業-----	25
<b>第2章 子育て支援計画</b> . . . . .	<b>42</b>
1 計画の目的-----	42
2 子どもの現状-----	42
3 主要項目及びその方向性-----	62
4 計画の体系-----	64
5 計画事業-----	70
6 子ども・子育て支援事業計画-----	142
<b>第3章 高齢者・介護保険事業計画</b> . . . . .	<b>160</b>
1 計画の目的-----	160
2 現状-----	161
3 主要項目及びその方向性-----	188
4 計画の体系-----	190
5 計画事業-----	195
6 地域包括ケアシステムの構築及び方向性-----	223

7	地域支援事業の推進-----	237
8	介護保険事業の現状と今後の見込-----	253
9	介護保険制度運営の取組み-----	295

## 第4章 障害者計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 303

1	計画の目的-----	303
2	障害者・障害児を取り巻く現状-----	304
3	主要項目及びその方向性-----	330
4	計画の体系-----	333
5	計画事業-----	338
6	障害福祉計画における成果目標について-----	388

「保健医療計画」は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年を計画期間としてすでに策定しているため、本中間のまとめでは掲載を省略しています。

### ふみ みやこ 「文の京」ハートフルプラン

たくさんのあたたかい心、地域の支え合いが、人々の幸せを育み、真の「地域福祉保健」を押し進めます。

「文の京」が、あたたかい心あふれる地域となるよう、地域福祉保健の推進計画、子育て支援計画、高齢者・介護保険事業計画、障害者計画及び保健医療計画の分野別計画を総称して『「文の京」ハートフルプラン』と名付けています。



**第 I 部**

**總 論**



# 第 1 章 策定の考え方

## 1 計画の目的

少子高齢化や核家族化の一層の進行、単身高齢者世帯の増加、就労形態の多様化、地域社会の連帯感の希薄化など、社会状況が大きく変化する中で、虐待やひきこもり、認知症高齢者の増加、子育て家庭や単身高齢者の孤立など多様化・複雑化した福祉保健課題が増大しており、それらに対してきめ細かく対応していくことがますます求められています。

このような地域福祉保健を取り巻く現状や多様化するニーズに対して、公的な福祉保健サービスは、それぞれの分野で充実を図ってはいるものの、公的なサービスでは対応が困難な課題も増加しており、地域での支え合いがこれまで以上に求められ、また不可欠な状況にあります。

そこで、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、区の公的なサービスの充実と地域の様々な主体との連携による地域の支え合いを強化し、地域福祉保健施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、本計画を策定します。

## 2 計画の性格

本計画は、「文京区基本構想」に掲げる分野ごとの将来像の実現に向けて策定する、本区の地域福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画です。

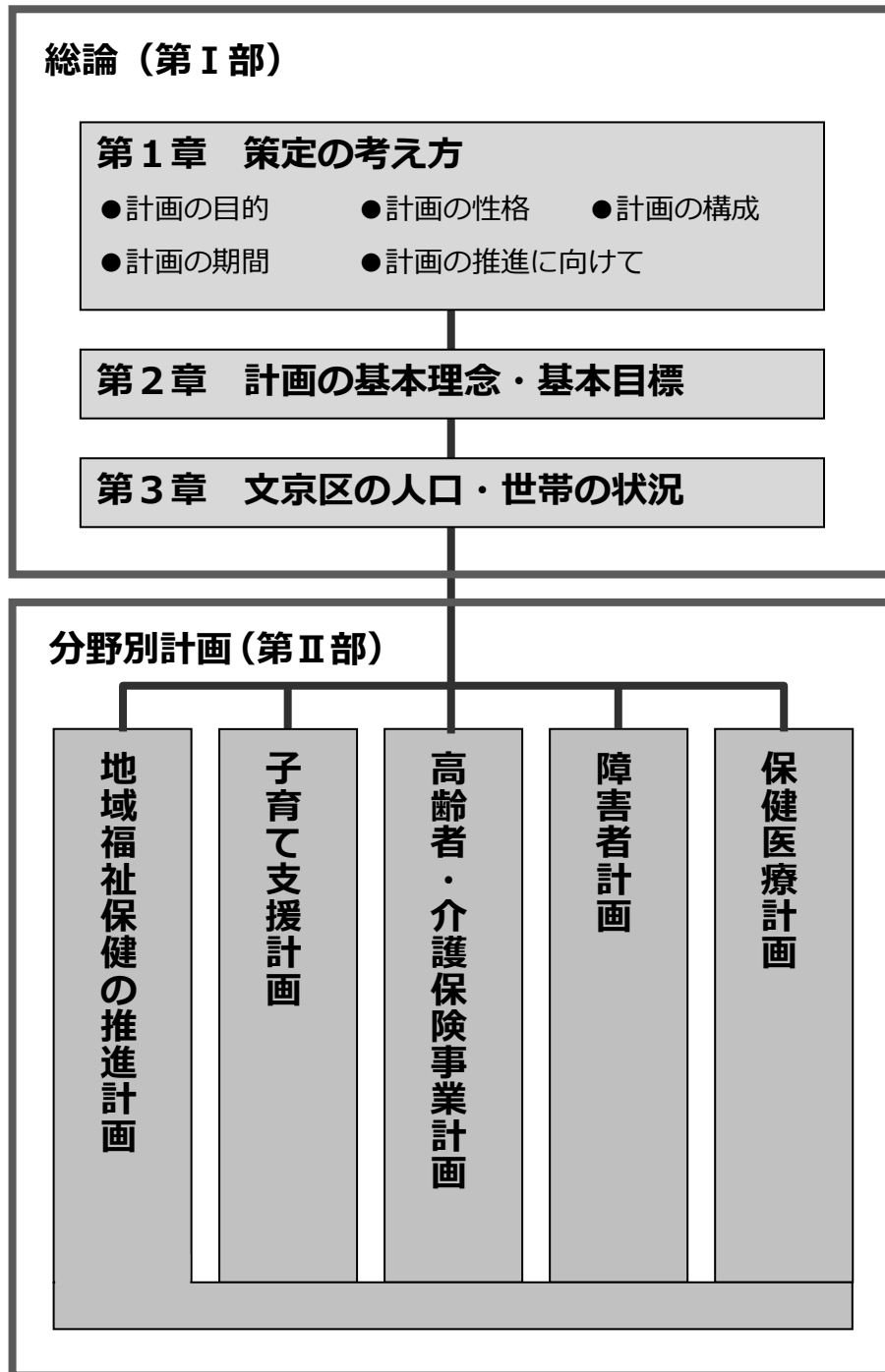
また、本計画は、各法律に規定された次に掲げる行政計画を包含する計画となっています。

法律に基づく計画名	根拠法令	本計画における計画名
地域福祉計画	社会福祉法第 107 条	地域福祉保健の推進計画
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条	子育て支援計画
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第 8 条	
老人福祉計画	老人福祉法第 20 条の 8	高齢者・介護保険事業計画
介護保険事業計画	介護保険法第 117 条	
障害者計画	障害者基本法第 11 条第 3 項	障害者計画
障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条	
健康増進計画	健康増進法第 8 条第 2 項	保健医療計画

### 3 計画の構成

本計画は、計画全体に係る策定の考え方、基本理念、基本目標等をまとめた総論（第Ⅰ部）と、各論に当たる5つの分野別計画（第Ⅱ部）で構成されています。

5つの分野別計画は、地域福祉保健全般にかかわる施策等をまとめた「地域福祉保健の推進計画」、「子育て支援計画」、「高齢者・介護保険事業計画」、「障害者計画」及び「保健医療計画」で、計画ごとに施策の方向性や計画事業を定めています。





## 4 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年を計画期間とします。

- \* 「子育て支援計画」は、子ども・子育て支援法において計画の 1 期を 5 年とすることが規定されているため、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年を計画期間とします。
- \* 「保健医療計画」は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年を計画期間としてすでに策定しているため、今回は策定を行いません。

25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
		地域福祉保健計画				
		地域福祉保健の推進計画				
		子育て支援計画				
		高齢者・介護保険事業計画				
		障害者計画				
保健医療計画						
基本構想						
	基本構想実施計画					

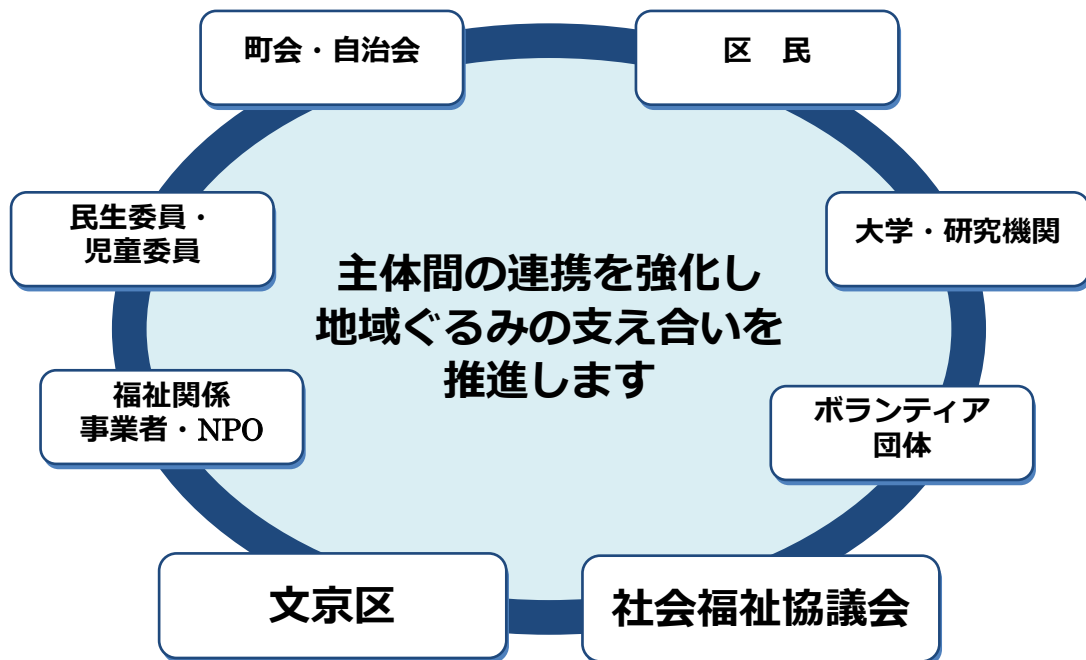
## 5 計画の推進に向けて

### (1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動のすそ野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される人たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、社会福祉協議会と連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携の促進を図っていきます。



### (2) 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者で構成する「文京区地域福祉推進協議会」において、進行管理を行っていきます。

## 第2章 計画の基本理念・基本目標

「文京区基本構想」に掲げる分野ごとの将来像の実現に向け、次の基本理念及び基本目標に基づいて地域福祉保健を推進していきます。

### 1 基本理念

#### ○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

#### ○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

#### ○支え合い認め合う地域社会の実現

だれもが、ノーマライゼーション<sup>1</sup>の理念に基づき、主体的に社会参加し、世代を超えて相互に理解・協力し、支え合い認め合う地域社会の実現を目指します。

#### ○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

#### ○区民参画及び協働の推進

区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者などが、地域の課題を解決するための活動に主体的に参画し、協働することを推進します。

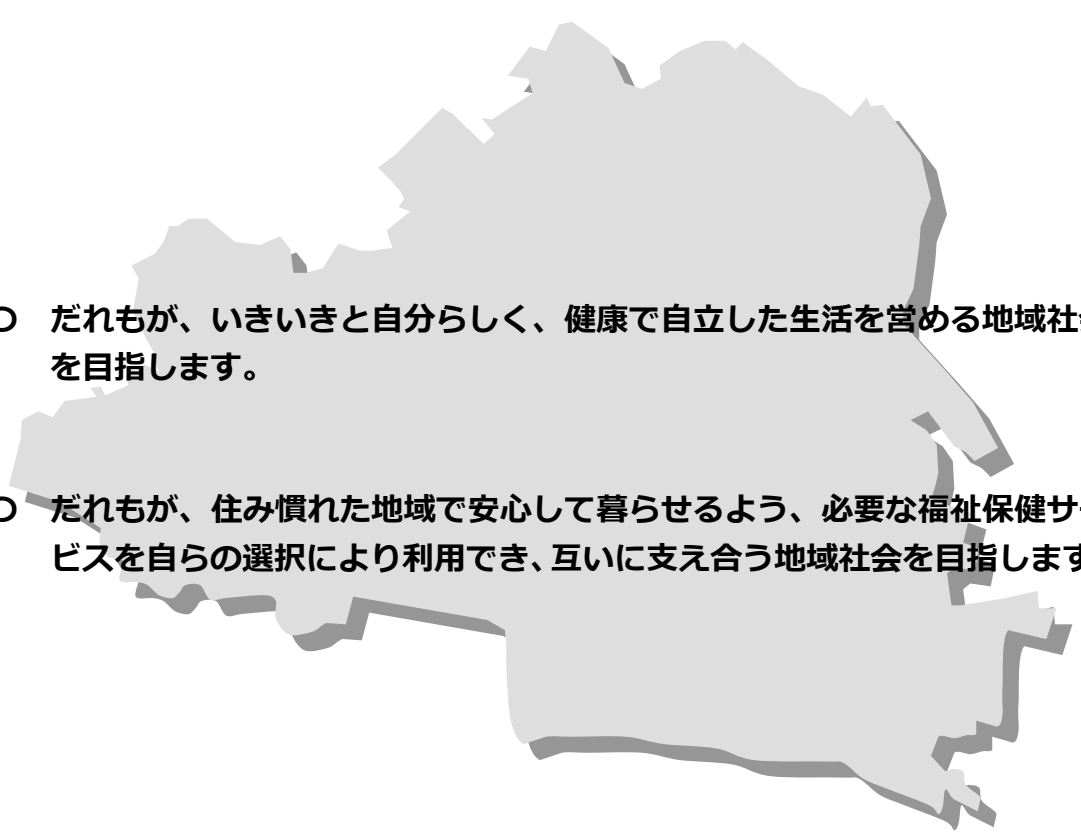
#### ○男女平等参画の推進

男女が互いの人権や個性を尊重し、社会のあらゆる分野に参画して、個性豊かにいきいきと暮らせる地域社会を目指します。

<sup>1</sup> ノーマライゼーション 障害のある人もない人も、児童も高齢者も、すべての人が地域で普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、共に認め合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

## 2 基本目標

---

- 
- **だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。**
  - **だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。**

## 第 3 章 文京区の人口・世帯の状況

### 1 人口の推移

住民基本台帳による本区の人口は、昭和 45 年から平成 10 年まで一貫して減り続けましたが、その後、都心回帰の傾向や区が積極的に取り組んできた人口回復のための施策などにより増加に転じ、平成 26 年 1 月 1 日現在 204,258 人（内、外国人住民 7,087 人）となっています。

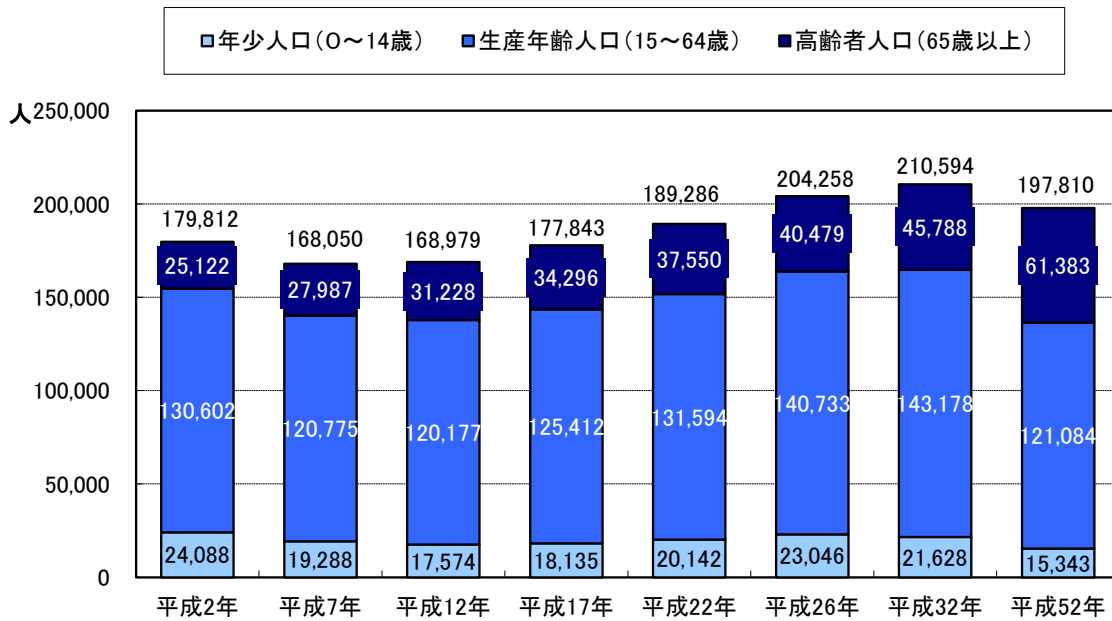
また、年齢 3 区分別人口は、平成 26 年 1 月 1 日現在、年少人口（0～14 歳）23,046 人（構成比 11.3%）、生産年齢人口（15～64 歳）140,733 人（同 68.9%）、高齢者人口（65 歳以上）40,479 人（同 19.8%）であり、近年は、年少人口と高齢者人口が大きく増加しています。

### 2 将来の人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」によると、本区の人口は、平成 32 年に 210,594 人とピークを迎え、その後減少に転じ、平成 52 年には 197,810 人になると推計されています。

また、平成 52 年の年齢 3 区分別人口は、年少人口（0～14 歳）15,343 人（構成比 7.8%）、生産年齢人口（15～64 歳）121,084 人（同 61.2%）、高齢者人口（65 歳以上）61,383 人（同 31.0%）で、年少人口と生産年齢人口が数・構成比とも大きく減少し、高齢者人口が数・構成比とも大きく増加すると推計されています。

■年齢 3 区分別人口の推移

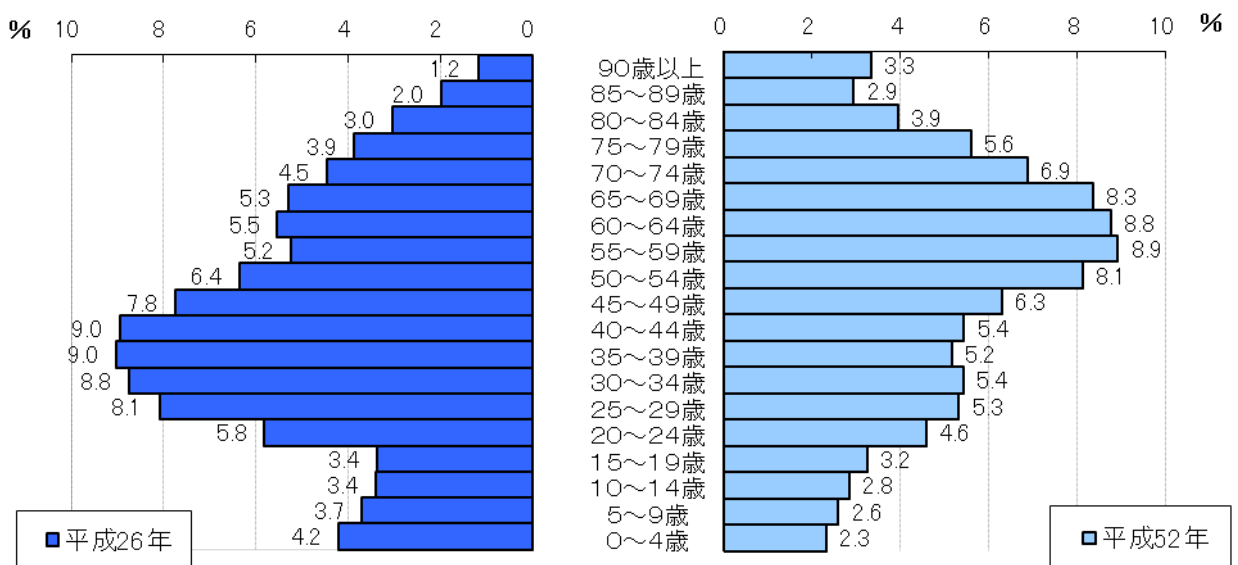


資料：【平成 26 年以前】住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）

【平成 32 年以後】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、上記の平成 26 年の人口は、日本人と外国人住民の合計です（平成 22 年以前の人口には、外国人住民を含めていません。）。

■5 歳階級別割合のピラミッド（平成 26 年と平成 52 年の比較）

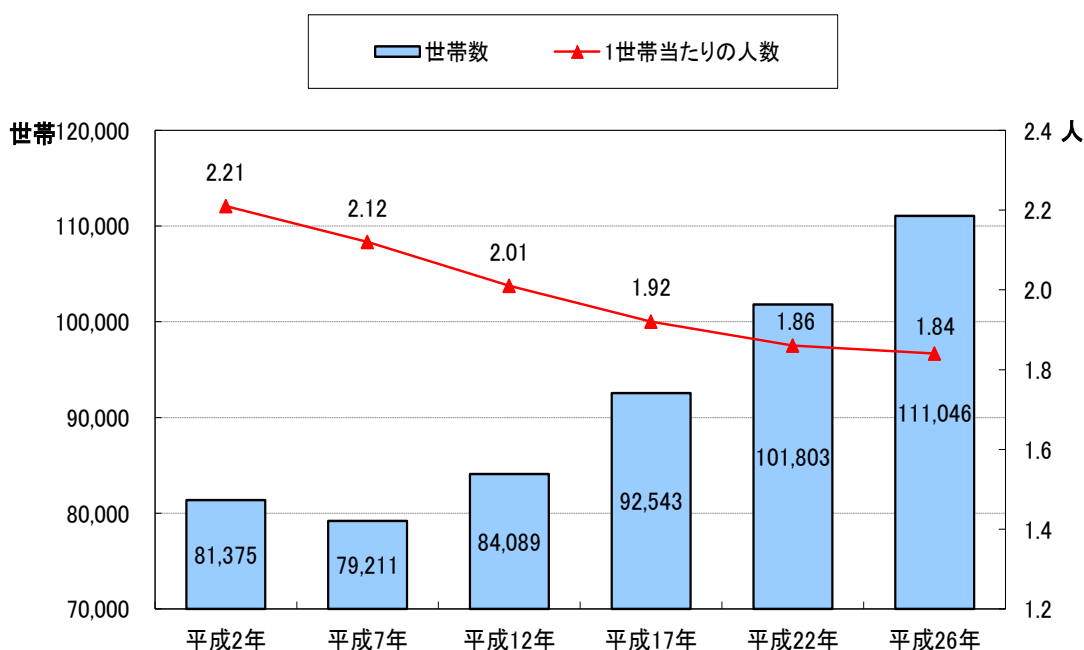


### 3 世帯の推移

住民基本台帳による本区の世帯数は、平成7年に79,211世帯まで減少しましたが、その後増加に転じ、平成26年1月1日現在111,046世帯（内、外国人住民のみで構成される世帯4,457世帯）まで増加しています。

1世帯当たりの人数については、高齢者の単身世帯や核家族の増加等により、平成13年に2.00人を下回り、その後も漸減が続き、平成26年には1.84人となっています。

#### ■世帯数と1世帯当たりの人数の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

本章の平成26年1月1日現在の人口、世帯数等の数値は、今後平成27年1月1日現在の数値に置き換えます。